



# 島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第43号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	2
島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則	(       "       )	2
運転免許取得者等検査の認定に関する規則	(       "       )	2

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

### 島根県公安委員会規則第3号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「次項及び第3項第3号並びに第25条の2第1項第5号」を「以下この条並びに第25条の2第1項第5号及び第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 隠岐開発総合センター及び知夫村役場（更新の申請及びこの申請に併せて行う法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出をする場合に限る。）

第24条の2第3項中「又は申出」を削る。

第25条中「第3項」を「第4項」に改める。

第25条の2第1項中「第3号及び第5号」を「以下この項」に、「法第104条の4第5項」を「同条第5項」に改め、同項第3号中「第5号」の次に「及び第6号」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 隠岐開発総合センター及び知夫村役場（更新の申請に併せて免許の一部取消し申請又は他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。）

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

### 島根県公安委員会規則第4号

島根県警察公文書管理規則の一部を改正する規則

島根県警察公文書管理規則（平成23年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県警察公文書管理規則第8条第1項の規定によりなされている保存期間の延長は、なおその効力を有する。

---

運転免許取得者等検査の認定に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

## 島根県公安委員会規則第5号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4の7及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「国家公安委員会規則」という。）に規定する運転免許取得者等検査の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を適正かつ確実に行うことができる者の指定等)

**第2条** 国家公安委員会規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 指定は、指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定した者が指定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を行った後、指定取消通知書（様式第3号）を交付して当該指定を取り消すものとする。

(申請書の様式)

**第3条** 国家公安委員会規則第6条第1項の申請書の様式は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第4号）のとおりとする。

(電磁的記録による手続)

**第4条** 国家公安委員会規則第14条の電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであって、島根県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

2 一の電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

3 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

4 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

(運転免許取得者等検査の認定)

**第5条** 法第108条の32の3第1項の規定による申請を行った者に対する同項の認定は、運転免許取得者等検査の認定書（様式第5号）を交付して行うものとする。

(認定の公示)

**第6条** 国家公安委員会規則第7条の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(公示事項等変更の届出)

**第7条** 国家公安委員会規則第8条第1項及び第3項の規定による届出は、運転免許取得者等検査の認定公示事項等変更届（様式第6号）を提出して行うものとする。

(公示事項変更の公示)

**第8条** 国家公安委員会規則第8条第2項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(報告事項)

**第9条** 施行規則第38条の4の7の規定により準用する施行規則第38条の4の6第1項の報告書の様式は、運転免許取得者等検査実施結果報告書（様式第7号）のとおりとする。

(認定の取消し)

**第10条** 法第108条の32の3第1項の認定を受けた者に対する同条第2項の規定により準用する第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しは、行政手続法に基づく聴聞を行った後、運転免許取得者等検査の認定取消通知書（様式第8号）を交付して行うものとする。

(認定の取消しの公示)

第11条 国家公安委員会規則第13条の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 指定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所  
申請者  
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 の規定により、同規則第1条 第1号 第2号 に掲げる  
 第2項第4号  
 方法に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

注：1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

第 号

指定書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第 号の規定により、同規則第1条第 号に掲げる方法に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定します。

年 月 日

島根県公安委員会

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第2条関係）

## 指定取消通知書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第 項第 号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第3条関係）

## 運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所  
申請者  
氏 名

道路交通法第108条の32の3第1項の規定に基づく運転免許取得者等検査の認定について次のとおり申請します。

## 記

氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第5号（第5条関係）

第 号

運転免許取得者等検査の認定書

名 称

所在地

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により貴 が行う を運転免許取得者等検査として認定します。

運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査に関する規則第1条第 号に掲げる方法
------------------	------------------------------

年 月 日

島根県公安委員会

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所

氏 名

運転免許取得者等検査の認定公示事項等変更届

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 第1項 第3項 の規定による公示事項等の変更を届け出ます。

記

- 1 認定番号
  
- 2 認定年月日
  
- 3 変更する事項（書類の内容）
  
  
- 4 変更後の事項（書類の内容）

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第9条関係）

## 運転免許取得者等検査実施結果報告書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所

氏 名

年 月から 年 月までの運転免許取得者等検査の実施結果について次のとおり報告します。

## 記

名 称				
認定年月日				
方法の区分				
実施回数	回（1回当たりの実施人数 人）			
実施者数	年 齢	男	女	計
	18歳未満			
	18～19歳			
	20～29歳			
	30～39歳			
	40～49歳			
	50～59歳			
	60～74歳			
	75歳以上			
	計			
検査方法等	検 査 方 法		検 査 結 果	
備 考				

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号（第10条関係）

第 号

## 運転免許取得者等検査の認定取消通知書

年 月 日

名 称

所在地 様

島根県公安委員会

次の理由により、道路交通法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査としての認定を同条第2項の規定により準用する同法第108条の32の2第5項の規定により、取り消したので通知します。

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
取 消 年 月 日	
取 り 消 し た 方 法 の 区 分	
理 由	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。